

アスベスト含有建材の撤去および処分に関する実施要領

（目的）

第1条 この要領は、建築物等の解体工事におけるアスベスト飛散防止対策として、工事着手前にアスベスト含有建材の使用の有無の確認に必要な事項を定めることにより、アスベスト含有建材の撤去および処分の適正処理を促し、もって市民や解体工事従事者の安全性の確保に資することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要領における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）建築物等 建築基準法第2条に規定する建築物および工作物をいう。
- （2）アスベスト含有建材 建築材料の重量の0.1パーセント以上の石綿（アスベスト）を含有する建材をいう。
- （3）発注者 建築物等の解体工事請負契約の注文者または請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
- （4）工事施工者 建築物等の解体工事の請負人または請負契約によらないで自らその工事を行なう者をいう。

（適用範囲）

第3条 解体する建築物等に係る部分の床面積の合計が10平方メートルを超える工事について適用する。

（資料の提出）

第4条 発注者または工事施工者は、工事に着手しようとする7日前までに、別記様式の「建築物等の解体工事におけるアスベスト含有建材チェックリスト」を市長に提出しなければならない。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成29年4月1日から施行する。